

# 院外処方せんにおける疑義照会簡素化の Protocol (第 2 版)

黒部市民病院

当院の院外処方せんにおいて、以下の項目については調剤前の疑義照会を省略し、患者に十分な説明を行い同意を得たうえで、変更調剤を行ってもよいこととする。

また、本 Protocol は、当院と保険薬局による合意書の締結をもって実施する。

## (1) 残薬確認に伴う減数調剤

薬剤師により薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合、投与日数を減じて調剤できるものとする（外用剤の本数変更も含む）。残薬の持ち込みによる確認、あるいは患者への聞き取りを十分に行った上で減数調剤を行う。

ただし、医療用麻薬、抗がん剤に関するものは除く。

また、処方せんに「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」において「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は除く。

保険診療上の不都合が生じる場合があるため、1 日以上投与日数とすること（全削除は不可）

処方薬の追加、投与日数延長については疑義照会で対応する。

## (2) 内用薬において別規格製剤がある場合の規格の変更

コメントに「変更不可」の指示がある処方を除いて、安定性、利便性の向上のための規格の変更調剤ができるものとする。

例 : 5mg 錠 1 回 2 錠 → 10mg 錠 1 回 1 錠  
10mg 錠 1 回 0.5 錠 → 5mg 錠 1 回 1 錠  
50 μg 錠 1 回 1.25 錠 → 50 μg 錠 1 回 1 錠 + 25 μg 錠 1 回 0.5 錠

## (3) 週 1 回、月 1 回製剤の処方日数の適正化

ビスホスホネート製剤の週 1 回あるいは月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合（処方間違いが明確な場合）

例 : 他の処方薬が 7 日処方の場合

フォサマック錠 35 mg (週 1 回製剤) 1 錠 1 日 1 回 起床時 7 日分 → 1 日分

## (4) 「1 日おき服用」および「曜日指定服用」の処方日数の適正化

「1 日おき服用」および「曜日指定服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合（処方間違いが明確な場合）

他の処方処方の処方日数が割り切れない場合は、次回受診日を確認し薬が不足しないようにすること。

但し、判断に悩む場合は拡大解釈せず、必ず疑義照会を行うこと。

例1：「1日おき服用」 他の処方薬が30日処方の場合

ラシックス錠 20 mg 1錠 1日1回 朝食後 隔日 30日分 → 15日分

例2：「曜日指定服用」 他の処方薬が28日処方の場合

バクタ配合錠 1錠 1日1回 朝食後 月・水・金曜日に服用 28日分 → 12日分

### (5)経腸栄養剤のフレーバーの変更

味の付いている経腸栄養剤で、患者が味の変更を希望した場合

例：エンシュア・リキッド (コーヒー味) → エンシュア・リキッド (バニラ味)

#### 【運用】

保険薬局はプロトコルに基づいて変更調剤を行った場合、**疑義照会簡素化プロトコルに基づく調剤報告書②**に変更内容を記載し、当院薬剤科にFAXにて報告する。

FAXを受け取った黒部市民病院は、その内容を電子カルテに記録する。

2020年3月 第1版

2022年4月 第2版 (3)、(4)、(5) 追加